

研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン 新旧対照表

新	旧
<p>研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン 平成 22 年 2 月 19 日制定 <u>平成 29 年 3 月 10 日改正</u></p> <p>1 現行どおりにつき省略</p> <p>2 対象とする不正行為 (1) 本ガイドラインは、研究不正で、<u>故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次のものを対象とする。</u></p> <p>2 (1) ア～ウ 現行どおりにつき省略</p> <p>(2) 同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどの<u>研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの</u>についても申し立ての対象とすることができる。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>3 現行どおりにつき省略</p> <p>4 本調査 委員長は、委員会が本調査を行うと判断した場合は、本調査委員会を設置して本調査を行う。なお、被申し立て者の本務が、義塾以外の機関等である場合は、当該機関等と協議の上、本調査について別途定めることができる。 (1) 委員会は本調査を行うことを決定した場合、申し立て者および被申し立て者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。<u>また、当該事案に係る研究費等の配分機関および関係省庁等に、本調査を行うことを報告する。</u></p> <p>4 (2) ～ (3) 現行どおりにつき省略</p> <p>(4) 本調査委員会委員には、義塾に属さない<u>外部有識者を半数以上</u>含めなくてはならない。また、申し立て者・被申し立て者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究の成果に基づく特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者で構成するものとする。</p>	<p>研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン 平成 22 年 2 月 19 日制定</p> <p>2 対象とする不正行為 (1) 本ガイドラインは、研究不正で、<u>次のようなもの</u>を対象とする。</p> <p>(2) 同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどについても申し立ての対象とすることができる。</p> <p><u>(3) 過誤などの故意に基づかない行為、意見の相違ならびに当該研究分野の一般的慣行にしたがって取り扱った行為を除く。</u></p> <p>4 本調査 委員長は、委員会が本調査を行うと判断した場合は、本調査委員会を設置して本調査を行う。なお、被申し立て者の本務が、義塾以外の機関等である場合は、当該機関等と協議の上、本調査について別途定めることができる。 (1) 委員会は本調査を行うことを決定した場合、申し立て者および被申し立て者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。</p> <p>(4) 本調査委員会委員には、義塾に属さない<u>者</u>を含めなくてはならない。また、申し立て者・被申し立て者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究の成果に基づく特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者で構成するものとする。</p>

4 (5)、4 (6) ア～イ 現行どおりにつき

ウ 被申し立て者が本調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合は、調査委員会が認めた場合に限り、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む。）に関して義塾により合理的に必要と判断される範囲内において認めることとする。その期間は、4(7)に定める期間に含めない。なお、再実験などは調査委員会の指導・監督の下、行うこととする。

ウ 被申し立て者が本調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。その期間は、4(7)に定める期間に含めない。なお、被申し立て者より同一の内容が繰り返し行われた場合、本調査委員会は必要性を判断するものとする。

4 (6) エ～オ 現行どおりにつき省略

カ 本調査の対象は、当該事案の他、本調査委員会の判断により、本調査に関連した被申し立て者の他の研究活動を含めることができる。

キ 本調査委員会は、部門長の許可を得た上で、申し立てに係る研究の調査に関して、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合または関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、証拠となるような資料等の保全、調査事項に関連する場所の一時閉鎖等の措置を行うことができる。この措置は、必要最小限の範囲および期間にとどめるものとする。なお、被申し立て者は、この措置に影響しない範囲内であれば、研究活動を制限されない。

カ 本調査委員会は、部門長の許可を得た上で、申し立てに係る研究の調査に関して、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合または関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、証拠となるような資料等の保全、調査事項に関連する場所の一時閉鎖等の措置を行うことができる。この措置は、必要最小限の範囲および期間にとどめるものとする。なお、被申し立て者は、この措置に影響しない範囲内であれば、研究活動を制限されない。

ク 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

キ 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

ケ 申し立てに係る研究が、義塾以外の機関等となんらかの関係を持つ場合、当該機関等と調査に関する協議を行うことができる。

ク 申し立てに係る研究が、義塾以外の機関等となんらかの関係を持つ場合、当該機関等と調査に関する協議を行うことができる。

コ 本調査委員会は、必要に応じて部門長または委員長へ報告を行う。また、当該事案に係る予算の配分または措置をした配分機関等や部門長または委員長の求めがあった場合には、すみやかに経過を報告しなければならない。

ケ 本調査委員会は、必要に応じて部門長または委員長へ報告を行う。また、部門長または委員長の求めがあった場合には、すみやかに経過を報告しなければならない。

サ 本調査委員会は、調査にあたり、申し立てに係る研究の研究費支出を停止させることが望ましいと思われる場合は、部門長を通じて委員長へ報告するものとする。委員長は塾長に措置の可能性について報告する。

コ 本調査委員会は、調査にあたり、申し立てに係る研究の研究費支出を停止させることが望ましいと思われる場合は、部門長を通じて委員長へ報告するものとする。委員長は塾長に措置の可能性について報告する。

シ 申し立て者および被申し立て者など関係者に対する事情聴取は義塾が指定する場所で行う。

サ 申し立て者および被申し立て者など関係者に対する事情聴取は義塾が指定する場所で行う。

ス 申し立て者の悪意または重過失による調査に要した費用の損害は、すべてまたは一部を申し立て者に請求することができる。

シ 申し立て者の悪意または重過失による調査に要した費用の損害は、すべてまたは一部を申し立て者に請求することができる。

5 認定

(1) 本調査委員会の報告をもとに、委員会において最終的な認定を行い、塾長へ報告後、調査結果を申し立て者、被申し立て者（被申し立て者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。加えて、当該事案に係る研究費等の配分機関および関係省庁等に報告する。報告の内容が不十分と考えられる場合には、本調査委員会に追加の調査を求めることができる。

(2) 不正行為が行われたと認定された場合、委員会は、被申し立て者の研究費の使用停止や懲戒など、措置の可能性について、塾長へ報告をする。

(3) 不正行為と認定された場合、被申し立て者は、認定の通知着後2週間以内に不服申し立てをすることができる。委員会は、不服申し立てがあった場合には、塾長に報告後、申し立て者、被申し立て者に通知する。加えて、当該事案に係る研究費等の配分機関および関係省庁等に報告する。委員会は、すみやかに再調査を行うかどうかを検討し、不服申し立ての却下または再調査開始が決定した場合には、塾長に報告後、その旨を申し立て者、被申し立て者に通知する。加えて、当該事案に係る研究費等の配分機関および関係省庁等に報告する。

(4) 再調査を行う場合、委員会は再度本調査委員会に調査を求めることができる。このとき、公正性などに問題があると思われる場合は、本調査委員会の委員を変更することができる。

(5) 本調査委員会は、被申し立て者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を求め、すみやかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合は、再調査を行わず、調査を打ち切ることができる。その場合には、本調査委員会は、すみやかに塾長に報告し、委員会から被申し立て者に対し、その決定を通知する。

(6) 再調査は、おおむね50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。ただし、相当の理由があり、調査の延期が必要な場合はこの限りではない。

(7) 委員会は、本調査委員会の報告をもとに、再調査結果に関する認定を行い、塾長に報告後、調査結果を申し立て者、被申し立て者に通知する。加えて、当該事案に係る研究費等の配分機関および関係省庁等に報告する。

(8) 不正行為が行われたと認定された場合には、委員会は、委員会の判断または関係諸機関との協議の上、塾長に調査結果の公表について助言することができる。なお、公表項目については研究活動上の不正行為の内容を含むものとするが、不正事案の内容に基づ

5 認定

(1) 本調査委員会の報告をもとに、委員会において最終的な認定を行い、塾長へ報告後、調査結果を申し立て者、被申し立て者、通知や協力の要請または協議を行った機関等（以下、「関係諸機関」という。）に通知する。報告の内容が不十分と考えられる場合には、本調査委員会に追加の調査を求めることができる。

(2) 不正行為が行われたと認定された場合、委員会は、被申し立て者の研究費の使用停止や懲戒など、措置の可能性について、塾長へ報告をする。

(3) 不正行為と認定された場合、被申し立て者は、認定の通知着後2週間以内に不服申し立てをすることができる。委員会は、すみやかに再調査を行うかどうかを検討し、再調査を行う場合には、その旨を申し立て者、被申し立て者、関係諸機関に通知する。

(4) 再調査を行う場合、委員会は再度本調査委員会に調査を求めることができる。このとき、公正性などに問題があると思われる場合は、本調査委員会の委員を変更することができる。

(5) 再調査は、おおむね50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。ただし、相当の理由があり、調査の延期が必要な場合はこの限りではない。

(6) 委員会は、本調査委員会の報告をもとに、再調査結果に関する認定を行い、塾長に報告後、調査結果を申し立て者、被申し立て者、関係諸機関に通知する。

(7) 不正行為が行われたと認定された場合には、委員会は、委員会の判断または関係諸機関との協議の上、塾長に調査結果の公表について助言することができる。

き、都度、委員会で公表項目を協議・決定することとする。

(9) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合、塾長に報告をする。

(10) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合は、申し立て者、申し立て者の所属機関等に通知し、塾長に公表について助言することができる。

(11) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合、申し立て者は通知着後2週間以内に不服申し立てをすることができる。この場合の再調査については、前記5(3)～(7)に準じて行う。この場合、「不正行為」を「悪意に基づく申し立て」、「被申し立て者」を「申し立て者」と読み替えるものとする。

(12) 委員会は、調査の対象となった研究に関連する研究費の受入窓口部門と協働で、関係諸機関との対応にあたることができる。

6 申し立て者および被申し立て者に対する措置

(1) 不正行為が行われたと認定された場合、塾長は、不正行為への関与が認定された者および不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、慶應義塾関連諸規程に基づき適切な処置を取るとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

(2) 申し立てが悪意に基づくものと認定された場合、塾長は、当該者に対し適切な処置を行う。

7 守秘義務

調査に関わった者は、当該調査において知り得た個人情報・機密情報に対し、守秘義務を負う。ただし、調査時に既に公知の情報または調査後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報ならびに、第三者が容易に得られる情報をのぞく。

8 申し立て者および調査協力者の保護

(1) 不正行為に関する申し立て者および調査協力者に対しては、申し立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。

(2) 申し立て者への連絡は、原則として申し立て窓口を介して行う。

9 裁判所、行政庁との関係

申し立て内容に関連して、申し立て者、被申し立て者、慶應義塾またはその他の利害関係を有する第三者によって裁判所、行政庁における訴訟、調停、仲裁、その他法的な手続きが既に開始されている場合、また

(8) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合、塾長に報告をする。

(9) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合は、申し立て者、申し立て者の所属機関等に通知し、塾長に公表について助言することができる。

(10) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合、申し立て者は通知着後2週間以内に不服申し立てをすることができる。この場合の再調査については、前記5(3)～(6)に準じて行う。この場合、「不正行為」を「悪意に基づく申し立て」、「被申し立て者」を「申し立て者」と読み替えるものとする。

(11) 委員会は、関係諸機関との対応にあたり、調査の対象となった研究に関連する研究費の受入窓口部門と協働で行うことができる。

6 守秘義務

調査に関わった者は、当該調査において知り得た個人情報・機密情報に対し、守秘義務を負う。ただし、調査時に既に公知の情報または調査後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報ならびに、第三者が容易に得られる情報をのぞく。

7 申し立て者及び調査協力者の保護

(1) 不正行為に関する申し立て者及び調査協力者に対しては、申し立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。

(2) 申し立て者への連絡は、原則として申し立て窓口を介して行う。

8 裁判所、行政庁との関係

申し立て内容に関連して、申し立て者、被申し立て者、慶應義塾またはその他の利害関係を有する第三者によって裁判所、行政庁における訴訟、調停、仲裁、その他法的な手続きが既に開始されている場合、また

は申し立て後開始された場合には、予備調査および本調査委員会の調査を行わず、またはこれを中断もしくは中止することができる。

10 事務局

部門において設置される予備調査委員会ならびに本調査委員会の事務局は、部門の所属するキャンパスの事務長が定めるものとし、委員会事務局と連携をとって事務にあたるものとする。ただし、三田キャンパスにおいては委員会が定めるものとする。

11 補則

このガイドラインに定めるもののほか、研究活動における不正行為調査の運用に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

12 改廃

このガイドラインの改廃は、研究担当常任理事の発議に基づき、常任理事会の議を経て塾長が決定する。

附則

このガイドラインは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 10 日）

このガイドラインは、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

は申し立て後開始された場合には、予備調査および本調査委員会の調査を行わず、またはこれを中断もしくは中止することができる。

9 事務局

部門において設置される予備調査委員会ならびに本調査委員会の事務局は、部門の所属するキャンパスの事務長が定めるものとし、委員会事務局と連携をとって事務にあたるものとする。ただし、三田キャンパスにおいては委員会が定めるものとする。

10 補則

このガイドラインに定めるもののほか、研究活動における不正行為調査の運用に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

11 改廃

このガイドラインの改廃は、研究担当常任理事の発議に基づき、常任理事会の議を経て塾長が決定する。

附則

このガイドラインは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。